

ドイツ・会計税務ニュースレター

第11回 税務

2023年の賃金税トピック

2023年3月

はじめに

2023年1月、連邦財務省は、2023年税制改正に関するガイダンスを公表しました¹。本稿では、この中でも日系企業に関連性が高いと思われる、賃金税のトピックをご紹介します。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集・加筆したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 必要経費控除
- ・ ホームオフィス控除
- ・ 通勤費控除
- ・ インフレ補償プレミアム
- ・ 現物給付対象となるバウチャーの範囲

背景

折からのエネルギー価格の高騰を受け、世界中で物価上昇が続いています。連邦統計局は、2023年2月のドイツ消費者物価指数（CPI）が前年比+8.7%であったと発表しました²。生活コストの上昇を賄うため、労働者はより良い条件の職場を求めており、優秀な人材を確保することは多くの企業の課題となっています。

このような環境下で、複雑なドイツ賃金税制を理解し、税制上のメリットがあるインセンティブ制度を導入することは、企業の人材獲得のための手段となるでしょう。

ドイツではコロナ禍での在宅勤務の増加を受けて、2022年度までに複数の改正がなされました。2023年度改正は、全般に2022年度改正の軽微な修正に留まった印象ですが、それでも注目すべきトピックがいくつかあります。

¹ <https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2023/01/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-1-steuerliche-aenderungen-2023.html>

² https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2023/03/PD23_094_611.html

必要経費控除

給与所得計算上、従来は標準必要経費として年額 1,000 ユーロの所得控除が認められていましたが、当該控除額が2022年1月から1,200ユーロに、更に2023年1月からは1,230ユーロになりました³。被用者は当該金額を必要経費として、証憑書類なしで申告することが可能です。実際に発生した経費が1,230ユーロを上回る場合は、確定申告時に経費詳細を明記し、領収書類を添付することで、1,230ユーロを超える分についても所得控除を受けることが可能です。

ホームオフィス控除

2020年より、コロナ支援税制の一環として、1日あたり5ユーロ（年間上限600ユーロ）のホームオフィス所得控除制度が導入されました。当該制度は在宅勤務の増加に伴う、自宅の光熱費や通信費の負担を軽減することを目的としています。

この制度が2023年度改正により恒久化され、非課税枠は2023年1月1日より、1日あたり6ユーロ（年間上限1,260ユーロ）に引き上げられました⁴。すなわち、従業員が年間210日間ホームオフィスで事業または専門的な活動を行った場合に、この上限額に到達します。当初政府案では年間上限1,000ユーロとされていましたが、結果としてこれを上回ることになりました。

定額ホームオフィス控除は、上述の必要経費定額控除の枠内で適用されます。すなわち、他の経費と合計して年間1,230ユーロを超えた場合に、申請によって追加で控除を受けることが可能です。

通勤費控除

通勤費控除についても再度の見直しが行われました。2020年まで自宅・会社間の片道キロ数×0.30ユーロ×年間勤務日数が通勤費控除額として認められていましたが、2022年改正では下記の様に変更されました。

<2022年改正による通勤費控除額>

<u>2021年～2023年分</u>	
・	自宅・会社間の片道キロ数（20キロまで）×0.30ユーロ×年間勤務日数
・	自宅・会社間の片道キロ数（20キロ超過分）× <u>0.35ユーロ</u> ×年間勤務日数
<u>2024年～2026年分</u>	
・	自宅・会社間の片道キロ数（20キロまで）×0.30ユーロ×年間勤務日数
・	自宅・会社間の片道キロ数（20キロ超過分）× <u>0.38ユーロ</u> ×年間勤務日数

³ ドイツ所得税法（EStG）第9a条1項1a

⁴ EStG第4条5項1号6c参照。当該控除は、主たる業務の場所が自宅以外の場合（例：会社が主たる業務の場所だが、在宅勤務を行った場合）に適用される。フリーランスなど、主たる業務の場所が自宅の場合には、必要経費は全額控除可能（EStG第4条5項1号6b参照。年間1,260ユーロに満たない場合は同額のホームオフィス控除を選択可能）。

この点、連邦財務省は 2022 年 1 月 1 日以降支給分より、20 キロ超過時の控除額を、2026 年まで 1 キロメートルあたり 0.38 ユーロに遡及して引き上げることを決定しました⁵。

<2023 年改正による通勤費控除額>

2022 年～2026 年分

- ・ 自宅・会社間の片道キロ数（20 キロまで）×0.30 ユーロ×年間勤務日数
- ・ 自宅・会社間の片道キロ数（20 キロ超過分）×0.38 ユーロ×年間勤務日数

通勤費控除は基本的に交通手段や被用者の負担実額に関わりなく、移動距離に基づいた定額で計算されます。原則として年間 4,500 ユーロが上限となりますが、自家用車または社有車を通勤に利用する場合には、この上限を超える額も控除対象となります。

なお、雇用者は従業員に定額税率 15%で通勤手当を支給することが認められていますが⁶、当該定額制のオプションを利用し、従業員に課税対象の通勤手当を支給している雇用主も、この通勤費控除を利用することができます。

インフレ補償プレミアム

「天然ガスネットワークによるガスの引渡しに係る付加価値税率の一時的な軽減に関する法律」により、いわゆるインフレ補償プレミアムが導入されました⁷。これにより、雇用主は 2022 年 10 月 26 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間中、通常の賃金とは別に、従業員 1 名あたり最大 3,000 ユーロまで、非課税・社会保険料免除で支給できます。

連邦財務省は、この件に関する包括的な FAQ を公表しています⁸。雇用主は、この 3,000 ユーロを 1 回で支給しても、複数回に分けて支給しても、非課税・社会保険料免除とすることが可能です。また 3,000 ユーロ未満の支給で非課税・社会保険料免除とすることも可能です。

ただし、当該非課税・社会保険料免除での支給のためには、通常の給与に追加で支払われていること、また各従業員に対して平等な方法で支給していることを明確にする必要があります。既に支払ったボーナスを、事後的に非課税・社会保険料免除の給付に再分類することはできません。

⁵ EStG 第 9 条 1 項 4 号 b

⁶ EStG 第 40 条第 2 項第 2 文

⁷ <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/entlastung-fuer-deutschland/inflationsausgleichspraemie-2130190>

⁸ <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/FAQ/2022-12-07-FAQ-Inflationsausgleichspraemie.html>

現物給付対象となるバウチャーの範囲

連邦財務省は 2022 年 3 月 15 日付の通達⁹で、現金給付と現物給付の区別についてコメントしました。2022 年以降、商品券やクーポン券等のいわゆるバウチャーは、限られた範囲の商品やサービスを購入する権利のみを与え、当該バウチャーを給付する事業者の敷地内や、提供事業者の契約に基づく限定されたエリア内で使用できる場合に限り、現物給付とみなされます。

従来ドイツでは、通常の賃金とは別の、月額 44 ユーロ相当以下の現物給付については、非課税とされていました。2022 年より、当該限度額が月額 50 ユーロ相当に増額されましたが¹⁰、事業者は上記通達に従い、バウチャーが現物給付の要件を満たしているかを確認する必要があります。例えば、Amazon のようないわゆるマーケットプレイスで使用できるバウチャーについては、月額 50 ユーロ未満であっても、現金給付扱いとして課税対象となります。

⁹ https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/BMF_Schreiben/Steuerarten/Lohnsteuer/2022-03-15-abgrenzung-zwischen-geldleistung-und-sachbezug.html

¹⁰ EStG 第 8 条 2 項 11 文

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。